

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護停止決定処分及び保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 4 年 2 月 4 日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件停止処分」という。）及び同年 5 月 16 日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」といい、本件停止処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、福祉事務所の手続の瑕疵又は裁量権の逸脱があり、本件各処分は違法であると主張する。

- 1 福祉事務所は、訪問等により面接を試みることをせず、法 29 条による調査も行わずに、文書指示を行い、また、再度指示事項の周知徹底を図らずに本件廃止処分を行った。

また、福祉事務所は、収入申告書を提出するために必要な切手、封筒代について、勤労収入を得るための必要経費として認めることはできないというが、被保護者に不当に負担をかけることは妥

当とはいえない。

したがって、本件各処分の手続には瑕疵がある。

- 2 収入申告は福祉事務所への来所・郵送以外の方法でも可能であるから、本件各指示書にある方法以外の方法をとらないことは法27条2項及び3項に違反する。

根拠資料添付することとあるが、給与明細はネットでのみしか見られないため添付は不可能であると福祉事務所にも伝えている。

よって、指示書は無効である。

- 3 請求人は、週4日（月火木金）14時～17時の契約で就労しているが、実際には月8日～13日しか出勤できておらず、心身の状況はあまり良くはない。福祉事務所を訪問できるのは実質水曜日のみであるが、仮に水曜日に訪問した場合、更に欠勤が増えてしまう可能性が高い。来所や郵送を強要する福祉事務所の目的は請求人への嫌がらせである。
- 4 福祉事務所が通常の手続どおりに請求人宅を訪問すれば、請求人は収入申告することが可能である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 4月 21日	諮問
令和 5年 5月 26日	審議（第78回第2部会）
令和 5年 6月 23日	審議（第79回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうちその者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定している。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。）は、勤労収入を得るための必要経費としては、次官通知第8・3・(4)（勤労に伴う必要経費）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することと規定している（次官通知第8・3・(1)・ア・(イ)）。

(3) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとする。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、被保護者が収入・資産に関する申告を行わないときは、必要に応じて法27条による指導指示を行うこととしており（局長通知第11・2・(1)・キ）、同条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、又は目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがた

いときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法62条により所定の手続を経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている（局長通知第11・2・(4)）。

- (4) 法29条は、福祉事務所長は、保護の実施等のために必要があると認めるときは、要保護者の収入の状況等につき、雇主その他の関係人に、報告を求めることができる旨を定める。
- (5) 法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。
- (6) 法62条1項は、被保護者は、保護の実施機関が、法27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、法62条3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条1項及び2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとし、同条4項は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号。以下「課長通知」という。）は、保護の変更によることが適当でない場合は、保護を停止することとし、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行い、これによってもなお従わない場合には、法62条の規定により所定の手続を経た上、保護を廃止することとしている（課長通知第11・問1・答2）。

- (7) 次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の

9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

これを本件各処分についてみると、処分庁は、請求人が就労による収入を継続的に得ていながら、令和 3 年 10 月中及び 11 月中の稼働収入の申告を行っていないことから、同収入申告を履行するよう、11 月中に二度文書で依頼したものの申告がなされず、法 27 条 1 項の規定及び局長通知第 11・2・(1)・キに基づき、本件指示書 1 を送付したが、同指示書の指定日までに請求人による指示事項の履行がなかったことから、法 62 条 4 項の規定に基づき、本件指定通知 1 により弁明の機会を指定したことが認められる。

請求人は、本件指定通知 1 記載の出頭年月日の前日（令和 4 年 1 月 12 日）に福祉事務所に来所の上、担当ケースワーカー及び査察指導員に対し、請求人が提示した、福祉事務所に収入申告書を提出するために必要な切手、封筒代を必要経費として認めること等の条件を福祉事務所が容認しないことから、収入申告をする意思はない旨の弁明を行ったことが認められる。

処分庁は、上記弁明について、令和 4 年 1 月 26 日開催のケース診断会議で諮ったところ、同会議が、当該主張は法 61 条の届出義務に反するものであり、また、収入申告書を提出するために必要な切手、封筒代を次官通知第 8・3・(1)・ア・(イ)の勤労収入を得るための必要経費として認めることはできないことから、指示事項の不履行への弁明として理由がなく、法 62 条 3 項及び課長通知第 11・問 1・答 2 に基づいて、令和 4 年 2 月 1 日から請求人に係る保護を停止すべきと結論づけたことから、本件停止処分を行ったことが認められる。

また、処分庁は、本件停止処分後も請求人から収入申告がされず、本件指示書 1 の指示事項が履行されないため、法 27 条 1 項の規

定及び局長通知第11・2・(1)・キに基づき、本件指示書2を送付したが、同指示書の指定日までに請求人による指示事項の履行がなかったことから、法62条4項の規定に基づき、本件指定通知2により弁明の機会を指定したことが認められる。

本件指定通知2記載の指定日に請求人からの弁明はなされず、後日、請求人から口頭での申告があったものの、根拠資料が示されなかったため、本件指示書2記載の指示事項が達成されなかったことから、処分庁は、法62条4項の規定に基づき、改めて本件指定通知3により弁明の機会を指定したことが認められる。

そして、本件指定通知3記載の指定日に請求人からの弁明がなかったため、処分庁は、上記経緯について令和4年4月27日開催のケース診断会議に諮ったところ、同会議が、指示行為及び不履行に対する弁明がなかったため、法62条3項及び課長通知第11・問1・答2に基づいて保護を廃止すべきと結論づけたことから、本件廃止処分を行ったものである。

以上のことからすると、処分庁は、上記1の法令等の定めに則り、請求人の資産の活用を図るため、稼働収入の申告を指示し、本件指示書1に従わない請求人に対して、弁明の機会を付与した上で本件停止処分を行ったところ、同処分後も引き続き請求人が指導指示に従わないため、書面による文書指示を行い（本件指示書2）、なおも従わなかったために弁明の機会を付与した上で本件廃止処分を行ったものと認められ、内容面においても手続面においても、本件各処分はいずれも上記1の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、前記第3・1のとおり、福祉事務所が訪問等により面接を試みることなく、また、再度指示事項の周知徹底を図らずに本件各処分を行ったとして、本件各処分の手続に瑕疵があり

違法である旨主張する。

しかし、処分庁は、請求人が収入申告を行っていなかったことから、本件指示書 1 により稼働収入の申告を指示し、当該指示に従わない請求人に対して、弁明の機会を付与した上で本件停止処分を行ったところ、同処分後も引き続き請求人が指導指示に従わないため、本件指示書 2 による文書指示を行い、なおも従わなかったために弁明の機会を付与した上で本件廃止処分を行ったのであって、本件各処分が法令の定めによりなされたものと認められるものであることは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張は採用できない。

- (2) 請求人は、前記第 3・2 のとおり、収入申告は福祉事務所への来所・郵送以外の方法でも可能であるから、その他の方法をとらないことは法 27 条 2 項及び 3 項に違反し、指示書は無効であると主張する。

しかし、処分庁は、請求人が就労による収入を継続的に得ていながら、令和 3 年 10 月中及び 11 月中の稼働収入の申告を行っていないことから、同収入申告を履行するよう、法 27 条 1 項の規定及び局長通知第 11・2・(1)・キに基づき、本件各指示書を送付しており、本件各指示書が法令の定めによりなされたものであることは上記 2 のとおりであって、本件各指示書の指示事項に不合理な点はないから、請求人の主張は採用できない。

- (3) 請求人は、前記第 3・3 及び 4 のとおり、福祉事務所の目的は請求人への嫌がらせであり、福祉事務所の弁明が虚偽であり本件各処分が違法である旨主張するが、本件各処分がいずれも法令の定めによりなされたものと認められるものであることは上記 2 のとおりであって、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2(略)